

■第403回食品安全委員会

日時：平成23年10月13日（木） 13：59～14：55

傍聴者：16名

議事概要：

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

（ア）添加物及び農薬

１）アゾキシストロビン

・厚生労働省から説明。

・本件については、農薬専門調査会において審議することとし、その際には添加物専門調査会の専門委員のうち適当な委員に調査会に出席いただくこととなった。

＊殺菌剤及び防かび剤で、小麦、稲、うり類、いちご等に使用します。今回、こんにゃくへの適用拡大申請及び収穫後にアゾキシストロビンが使用されたかんきつ類（みかんを除く）の輸入を可能にするための食品添加物指定申請がされています。

（イ）農薬 23品目（11）～23）はポジティブリスト制度関連）

（22）及び23）は飼料中の残留農薬基準関連）

１）アセキノシル

２）アミスルブロム

３）アメトクトラジン

４）イソキサベン

５）イソピラザム

６）イプフェンカルバゾン

７）シフルメトフェン

８）チアクロプリド

９）フェンブコナゾール

１０）ミルベメクチン

１１）アクリナトリン

１２）エポキシコナゾール

１３）セトキシジム

１４）アシベンゾラルーＳ－メチル

１５）ジクロホップメチル

１６）トリフロキシスルフロン

１７）トリベヌロンメチル

１８）ピクロラム

１９）フェノキサプロップエチル

２０）ブタフェナシル

２１）フルオメツロン

２２）アトラジン

２３）アルジカルブ

・厚生労働省、農林水産省及び担当委員の廣瀬委員から説明。

・「アセキノシル」、「アミスルブロム」、「シフルメトフェン」及び「フェンブコナゾール」の4品目については、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、残り19品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

＊１）殺ダニ剤で、かんきつ、りんご等に使用します。今回、きく（葉）への適用拡大申請及びホップへのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。

＊２）殺菌剤で、トマト、てんさい、キャベツ等に使用します。今回、稲、かぶ、カリフラワー、たまねぎ、ねぎ、かぼちゃ、すいか、しょうが、いちじくへの適用拡大申請がされています。

＊３）殺菌剤で、今回、ばれいしょ、たまねぎ、トマト、ミニトマト、きゅうり、ぶどうへの新規登録申請がされています。

＊４）除草剤で、日本国内での食用への農薬登録はありません。今回、ナッツ類、ぶどう等へのインポートトレランス申請がされています。

＊５）殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦、大麦等へのインポートトレランス申請がされています。

＊６）除草剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。

＊７）殺ダニ剤で、かんきつ、なし等を使用します。今回、やまのいも、食用ぎく、ピーマン、とうがん、モロヘイヤ、びわ、ぶどう、みょうがへの適用拡大申請がされています。

＊８）殺虫剤で、稲、きゅうり、りんご、もも等を使用します。今回、こまつなへの適用拡大申請がされています。

＊９）殺菌剤で、りんご、なし等を使用します。今回、だいず、たまねぎへの適用拡大申請がされています。

＊１０）殺虫剤で、りんご、なす等を使用します。今回、さといも、せり科葉菜類、きゅうり、食用へちま、うめ、いちじくへの適用拡大申請及びホップ、アボガドへのインポートトレランス申請がされています。

- * 1 1) 殺虫剤で、なし、いちじく等に使用します。今回、りんごへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。
- * 1 2) 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、小麦、大麦、だ이지等へのインポートトレランス申請がされています。
- ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 1 3) 除草剤で、てんさい、ばれいしょ等に使用します。今回、魚介類への基準値設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 1 4) 植物活性剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 1 5) 1 7) 1 8) 1 9) 2 0) 2 1) 2 3) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 1 6) 除草剤で、日本国内での食用での農薬登録はありません。
- ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。
- * 2 2) 除草剤で、とうもろこし、はとむぎ等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(ウ) 遺伝子組換え食品等

- 1) 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON 8 7 7 0 5 系統
- ・厚生労働省及び農林水産省から説明。
- ・本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。
- * 飽和脂肪酸の含有量が低く抑えられ、オレイン酸の含有量が高められた、除草剤であるグリホサートに対し耐性を持つダイズです。

(2) プリオン専門調査会における審議結果について

- 1) 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価〔2〕(バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

(3) 食品安全委員会の9月の運営について
事務局から報告。